令和４年度　所定疾患施設療養費の算定状況

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患（肺炎や尿路感染症など）を発症した場合における施設内での医療提供の対応について以下の要件を満たした場合に評価されることとなりましたので、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、今後も利用者様の健康や安心に繋げていきたいと考えております。

【所定疾患施設療養費Ⅱの算定条件】

① 所定疾患施設療養費Ⅱについては、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する 10 日を限度とし、月１回に限り算定するものであるので、１月に連続しない１日を 10 回算定することは認められないものであること。

② 所定疾患施設療養費Ⅱと緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

③ 所定疾患施設療養費Ⅱの対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ　肺炎

ロ　尿路感染症

ハ　帯状疱疹

ニ　蜂窩織炎

④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

⑤ 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。

⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

⑦ 当該介護老人保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

■令和４年度算定状況（令和４年４月１日～令和５年３月 31 日）

病名		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
肺炎	件数	1	1	3	2	1	1	2	2	0	3	0	0	16
	日数	7	5	21	12	10	10	15	15	0	26	0	0	121
尿路感染症	件数	3	4	1	4	7	5	3	5	0	5	4	4	45
	日数	22	30	10	25	47	27	18	37	0	31	32	31	310
帯状疱疹	件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	日数	0	0	8	0	0	0	0	0	0	6	0	0	14
蜂窩織炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	15	20

介護老人保健施設　グリーン・ポート小松